

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2020-42372
(P2020-42372A)

(43) 公開日 令和2年3月19日(2020.3.19)

(51) Int.Cl. F I テーマコード (参考)
G06F 21/62 (2013.01) G O 6 F 21/62 3 1 8
G06F 21/32 (2013.01) G O 6 F 21/32

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2018-167399 (P2018-167399)	(71) 出願人	518319964 株式会社ベンライズ・アンド・カンパニー 東京都杉並区和泉3丁目59-24
(22) 出願日	平成30年9月6日(2018.9.6)	(74) 代理人	100140408 弁理士 鈴木 康介
		(72) 発明者	友村 清 東京都府中市新町1丁目68番9号
		(72) 発明者	嶋村 俊彦 東京都府中市新町1丁目68番9号

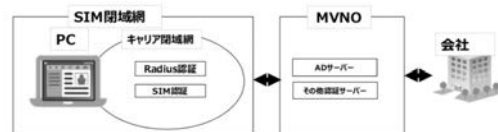
(54) 【発明の名称】 認証システム

(57) 【要約】

【課題】生体認証を用いたより安全な認証システムを提供する。

【解決手段】生体認証機能を有する第一のデバイスと、第二のデバイスを備える認証システムにおいて生体情報を登録する際、前記第一のデバイスにおいて、ユーザから生体情報を入手する情報入手ステップと、前記情報入手ステップで入手した前記ユーザの生体情報をコード化するコードステップと、前記コードステップにおいて、コード化したコード化後生体情報を秘密分散処理し、認証キーを複数生成する秘密分散処理ステップと、秘密分散処理した各認証キーを第一のデバイスと、第二のデバイスにそれぞれ記憶する記憶ステップとを備える認証システムを備える。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

生体認証機能を有する第一のデバイスと、第二のデバイスを備える認証システムにおいて生体情報を登録する際、

前記第一のデバイスにおいて、ユーザから生体情報を入手する情報入手ステップと、

前記情報入手ステップで入手した前記ユーザの生体情報をコード化するコードステップと、

前記コードステップにおいて、コード化したコード化後生体情報を秘密分散処理し、認証キーを複数生成する秘密分散処理ステップと、

秘密分散処理した各認証キーを第一のデバイスと、第二のデバイスにそれぞれ記憶する記憶ステップとを備える認証システム。

10

【請求項 2】

生体認証機能を有する第一のデバイスと、第二のデバイスと、第三のデバイスを備える認証システムにおいて生体情報を登録する際、

前記第一のデバイスにおいて、ユーザから生体情報を入手する情報入手ステップと、

前記情報入手ステップで入手した前記ユーザの生体情報をコード化するコードステップと、

前記コードステップにおいて、コード化したコード化後生体情報を秘密分散処理し、認証キーを複数生成する秘密分散処理ステップと、

秘密分散処理した各認証キーを第一のデバイスと、第二のデバイスと、第三のデバイスにそれぞれ記憶する記憶ステップとを備える認証システム。

20

【請求項 3】

請求項 1、または請求項 2 に記載の認証システムにおいて、

各認証キーが復号可能か確認する確認ステップとを備える認証システム。

【請求項 4】

生体認証機能を有する第一のデバイスと、第二のデバイスを備える認証システムにおいて生体情報を認証する際、

前記第一のデバイスにおいて、ユーザから生体情報を入手する情報入手ステップと、

前記情報入手ステップで入手した前記ユーザの生体情報をコード化するコードステップと、

30

前記第一のデバイスに記録されている第一の認証キーを取得する第一認証キー取得ステップと、

前記第二のデバイスに記憶されている第二の認証キーを取得する第二認証キー取得ステップと、

取得した前記第一の認証キーと前記第二の認証キーから認証キーを復号処理し、認証情報を取得する認証情報取得ステップと、

前記コード化された生体情報と、認証情報とを照合するステップとを備える認証システム。

【請求項 5】

生体認証機能を有する第一のデバイスと、第二のデバイスと第三のデバイスを備える認証システムにおいて生体情報を認証する際、

40

前記第一のデバイスにおいて、ユーザから生体情報を入手する情報入手ステップと、

前記情報入手ステップで入手した前記ユーザの生体情報をコード化するコードステップと、

前記第一のデバイスに記録されている第一の認証キーを取得する第一認証キー取得ステップと、

前記第二のデバイスに記憶されている第二の認証キーを取得する第二認証キー取得ステップと、

前記第三のデバイスに記憶されている第三の認証キーを取得する第三認証キー取得ステップと、

50

取得した前記第一の認証キーと前記第二の認証キーと前記第三の認証キーから認証キーを復号処理し、認証情報を取得する認証情報取得ステップと、

前記コード化された生体情報と、認証情報とを照合するステップとを備える認証システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、認証システムに関する。

【背景技術】

【0002】

国が推進している働き方変革として、自宅や出張先など社外でいつものような仕事を行えるようなテレワークがキーポイントとなって来ている。このテレワークを促進するためには、自宅や出張先な社外で会社へアクセスするためのテレワーク環境が安心・安全にかつ快適に利用できる必要がある。

【0003】

しかしながら、現在のテレワーク環境には、第一に、「利用するネットワークが正しいものか?」。第二に、「利用しているPC等のデバイスが正しいものか?」。第三に、「利用者が本人であるか?」という三つの課題がある。

【0004】

第一の課題である「利用するネットワークが正しいものか?」に対しては、SIM等のネットワーク認証を行うことにより解決することが必要である。このネットワーク認証は、LTE5Gによる高速かつセキュア・ネットワークなSIM閉域網を利用することで、ネットワーク認証としてSIM認証を取れ、VPNが不要なネットワーク環境を得ることができる。

【0005】

第二の課題である「利用しているPC等のデバイスが正しいものか?」に対しては、PC等のデバイスの個体認証を行う必要がある。第三の課題である「利用者が本人であるか?」については、確実な本人認証を行う必要がある。

【0006】

テレワークを行う上で重要なネットワーク環境モバイル・ネットワークは、LTE5Gなどの高速ネットワークの発展により、利用者に快適な利用環境を提供できるようになる。さらに、SIM閉域網とMVNOによるネットワーク環境によって、VPNを必要としないネットワーク環境を構築できるようになるとともに、この新しいネットワーク環境のテレワークへの利用によって、現在のテレワークの課題のうち第一の課題と第二の課題の2つを解決することが可能になる。

【0007】

第一の課題である「利用するネットワークが正しいものか?」については、PC等のモバイルのためのネットワーク認証(SIM認証)により、ネットワークへのアクセスの正当性を確認できる。また、第二の課題である「利用しているPC等のデバイスが正しいものか?」については、PC等のデバイスの個体認証(Radius認証)により、デバイスの正当性を確認できる。

【0008】

このように、テレワーク環境を利用して、社外から会社へアクセスする場合、SIM閉域網によるモバイル・ネットワークを利用することで、PC等のデバイス認証及びネットワークのSIM認証により、利用するデバイスとネットワークの正当性を確認できる(課題1、2)。

【0009】

しかし、このように、正しいネットワークや、正しいことデバイスであったとしても、実際の利用者が正当な利用者であるかどうかは確かめられていない。例えば、SIMカー

10

20

30

40

50

ド付きのPC等のモバイルが窃盗され、このモバイルを用いてネットワークにアクセスされた場合、アクセスを防止することができない。このため、本人認証としては、指紋、光彩、静脈等の生体情報を利用した生体認証が有効である（特許文献1）。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0010】

【特許文献1】特開2018-120483

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0011】

しかしながら、デバイスに生体情報を全て記憶した場合、デバイスが盗難され、デバイス内の生体情報を利用して不正アクセスされてしまう恐れがある。また、サーバに全ての生体情報を記録した場合、サーバから生体情報が持ち出されると、その情報を利用して不正アクセスされる恐れがある。このため、テレワークを可能とするためにより安全な認証システムが求められている。

【0012】

本発明は、上述した課題を解決するために、生体認証を用いたより安全な認証システムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0013】

(1) 生体認証機能を有する第一のデバイスと、第二のデバイスを備える認証システムにおいて生体情報を登録する際、

前記第一のデバイスにおいて、ユーザから生体情報を入手する情報入手ステップと、前記情報入手ステップで入手した前記ユーザの生体情報をコード化するコードステップと、

前記コードステップにおいて、コード化したコード化後生体情報を秘密分散処理し、認証キーを複数生成する秘密分散処理ステップと、

秘密分散処理した各認証キーを第一のデバイスと、第二のデバイスにそれぞれ記憶する記憶ステップとを備える認証システム。

【0014】

(2) 生体認証機能を有する第一のデバイスと、第二のデバイスと、第三のデバイスとを備える認証システムにおいて生体情報を登録する際、

前記第一のデバイスにおいて、ユーザから生体情報を入手する情報入手ステップと、前記情報入手ステップで入手した前記ユーザの生体情報をコード化するコードステップと、

前記コードステップにおいて、コード化したコード化後生体情報を秘密分散処理し、認証キーを複数生成する秘密分散処理ステップと、

秘密分散処理した各認証キーを第一のデバイスと、第二のデバイスと、第三のデバイスにそれぞれ記憶する記憶ステップとを備える認証システム。

【0015】

(3) (1)、または(2)に記載の認証システムにおいて、各認証キーが復号可能か確認する確認ステップとを備える認証システム。

【0016】

(4) 生体認証機能を有する第一のデバイスと、第二のデバイスを備える認証システムにおいて生体情報を認証する際、

前記第一のデバイスにおいて、ユーザから生体情報を入手する情報入手ステップと、前記情報入手ステップで入手した前記ユーザの生体情報をコード化するコードステップと、

前記第一のデバイスに記録されている第一の認証キーを取得する第一認証キー取得ステップと、

10

20

30

40

50

前記第二のデバイスに記憶されている第二の認証キーを取得する第二認証キー取得ステップと、

取得した前記第一の認証キーと前記第二の認証キーから認証キーを復号処理し、認証情報を取得する認証情報取得ステップと、

前記コード化された生体情報と、認証情報とを照合するステップとを備える認証システム。

【0017】

(5) 生体認証機能を有する第一のデバイスと、第二のデバイスと第三のデバイスを備える認証システムにおいて生体情報を認証する際、

前記第一のデバイスにおいて、ユーザから生体情報を入手する情報入手ステップと、

前記情報入手ステップで入手した前記ユーザの生体情報をコード化するコードステップと、

前記第一のデバイスに記録されている第一の認証キーを取得する第一認証キー取得ステップと、

前記第二のデバイスに記憶されている第二の認証キーを取得する第二認証キー取得ステップと、

前記第三のデバイスに記憶されている第三の認証キーを取得する第三認証キー取得ステップと、

取得した前記第一の認証キーと前記第二の認証キーと前記第三の認証キーから認証キーを復号処理し、認証情報を取得する認証情報取得ステップと、

前記コード化された生体情報と、認証情報とを照合するステップとを備える認証システム。

【図面の簡単な説明】

【0018】

【図1】テレワークにおける課題の解決方法の一例を説明する概念図である。

【図2】本発明にかかる認証システムの一例を説明する概念図である。

【図3】本発明にかかる認証システムの一例を説明する概念図である。

【図4】本発明にかかる認証システムの一例を説明する概念図である。

【図5】本発明にかかる認証システムの一例を説明するフローチャートである。

【図6】本発明にかかる認証システムの一例を説明するフローチャートである。

【図7】本発明にかかる認証システムの一例を説明するフローチャートである。

【図8】本発明にかかる認証システムの一例を説明するフローチャートである。

【図9】本発明にかかる認証システムの一例を説明する概念図である。

【図10】本発明にかかる認証システムの一例を説明する概念図である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0019】

図1は、課題1と課題2の解決策を示す一例である。テレワークを行う上で重要なネットワーク環境モバイル・ネットワークは、LTE5Gなどの高速ネットワークの発展により、利用者に快適な利用環境を提供できる。

【0020】

さらに、図1に示すように、SIM閉域網とMVNOによるネットワーク環境によって、VPNを必要としないネットワーク環境を構築できるようになるとともに、この新しいネットワーク環境のテレワークへの利用によって、現在のテレワークの課題のうち下記の2つを解決できる。

【0021】

課題1「利用するネットワークが正しいものか？」については、PC等のモバイルのためのネットワーク認証(SIM認証)を利用することにより、ネットワークへのアクセスの正当性を認可できる。

【0022】

課題2「利用しているPC等のデバイスが正しいものか？」については、PC等のデバ

10

20

30

40

50

イスの個体認証（R a d i u s 認証）を利用することにより、デバイスの正当性を認可できる。

【 0 0 2 3 】

図 2 は、本発明の概要を示す説明図である。テレワーク環境を利用して、社外から会社へアクセスする場合、S I M 閉域網によるモバイル・ネットワークを利用することで、P C 等のデバイス認証及びネットワークのS I M 認証により、利用するデバイスとネットワークの正当性は確保できる（課題 1、2）。しかし、実際の利用者が正当な利用者であるかどうかは確かめられていない。本人認証としては、指紋、光彩、静脈等の生体情報を利用した生体認証が有効である。

【 0 0 2 4 】

そこで図 2 に示すように、本発明では、P C などモバイルデバイスやスマートフォンに付属している指紋読取装置による指紋認証やスマートフォンの顔認証などから得られる生体情報に対して秘密分散処理を行い、分散片 1（分割したデータ片の一部、後に認証キーとも表記する）をM V N O の管理する認証サーバに、分散片 2（分割したデータ片の一部、後に認証キーとも表記する）をスマートフォン等の外部デバイスに保存することで、P C に依存しないI D / パスワードを不要とする本人認証が可能とする。

【 0 0 2 5 】

図 3 はモバイルデバイスを用いた本人認証の手順の一例である。図 4 に示すように、秘密分散技術を利用して、認証サーバとスマートフォンに生体情報を分散保管する。認証時に認証サーバとスマートフォンの分散データを復号し、生体情報と照会することで本人かどうか判断できる。

【 0 0 2 6 】

図 3 に示すように、モバイルデバイスの電源を入れると、キャリア閉域網へS I M 接続される（S I M 認証によってネットワークが正しいか判別できる）。さらに、モバイルデバイスなどのデバイス認証が行われる（R a d i u s 認証によって、正しいデバイスか判別できる）。その後、認証サーバから送信される生体情報の分散片 1 とスマートフォンから送信される生体情報の分散片 2 とをモバイルデバイス内で復号し、読み取った生体情報と比較し、本人かどうか判断する。正しい使用者の場合にはモバイルデバイスのディスプレイにおいてデスクトップ画面を表示する。

【 0 0 2 7 】

図 4 は、本発明にかかる登録時と、認証時の概念図である。図 4 に示すように、登録時は、読取装置で取得した生体情報を秘密分散処理で、分散片 1 と分散片 2 に分割し、別々の場所に保管する。認証時は、分散片 1 と分散片 2 から復号化された生体情報とパターンマッチング照合して本人かどうか判断する。このように、生体情報を秘密分散処理して、分散情報を分散管理することで、多要素認証による新しい本人認証を実現できる。

【 0 0 2 8 】

図 5 は、認証キーが 2 つの場合の登録時の処理フローである。ステップ S 5 0 2 において、モバイルデバイス 1 0 0 は、登録プログラムを起動する。この処理が終了した場合には、モバイルデバイス 1 0 0 は、ステップ S 5 0 4 に処理を移す。

【 0 0 2 9 】

ステップ S 5 0 4 において、モバイルデバイス 1 0 0 は、モバイルデバイス 1 0 0 に接続された生体認証デバイス 1 2 0 を起動し、生体認証デバイス 1 2 0 を用いてユーザの生体情報（例えば、指紋や顔や虹彩など）を読み取る。この処理が終了した場合には、モバイルデバイス 1 0 0 は、ステップ S 5 0 6 に処理を移す。このように、本処理は、第一のデバイスにおいて、ユーザから生体情報を入手する情報入手ステップの一例である。

【 0 0 3 0 】

ステップ S 5 0 6 において、モバイルデバイス 1 0 0 は、読み取った生体情報をコード化し、生体情報コードを作成する。この処理が終了した場合には、モバイルデバイス 1 0 0 は、ステップ S 5 0 8 に処理を移す。このように、本処理は、情報入手ステップで入手したユーザの生体情報をコード化するコードステップの一例である。

10

20

30

40

50

【 0 0 3 1 】

ステップ S 5 0 8 において、モバイルデバイス 1 0 0 は、ステップ S 5 0 6 で作成された生体情報コードを秘密分散処理し、認証キー K 1 と認証キー K 2 という 2 つの認証キーを作成する。この処理が終了した場合には、モバイルデバイス 1 0 0 は、ステップ S 5 1 0 に処理を移す。このように、本処理は、コードステップにおいて、コード化したコード化後生体情報を秘密分散処理し、認証キーを複数生成する秘密分散処理ステップの一例である。

【 0 0 3 2 】

ステップ S 5 1 0 において、モバイルデバイス 1 0 0 は、分散片（認証キー）を各デバイスに分散し、保管する処理を行う。具体的には、モバイルデバイス 1 0 0 は、スマートフォン 2 0 0 に認証キー K 1 を送信し、認証サーバ 3 0 0 に認証キー K 2 を送信する。なお、本実施形態においてモバイルデバイス 1 0 0 は、認証サーバ 3 0 0 に認証キーを送信しているが本発明はこれに限定されず、モバイルデバイス 1 0 0 内において、認証キー K 2 を保存しても良い。このように、これらの処理は、秘密分散処理した各認証キーを第一のデバイスと、第二のデバイスにそれぞれ記憶する記憶ステップの一例である。

10

【 0 0 3 3 】

ステップ S 5 1 2 において、スマートフォン 2 0 0 は、モバイルデバイス 1 0 0 から送信された認証キー K 1 を記憶する。さらに、スマートフォン 2 0 0 は、記憶された認証キー K 1 をモバイルデバイス 1 0 0 に送信する。

【 0 0 3 4 】

ステップ S 5 1 4 において、認証サーバ 3 0 0 は、モバイルデバイス 1 0 0 から送信された認証キー K 2 を記憶する。さらに、認証サーバ 3 0 0 は、記憶された認証キー K 2 をモバイルデバイス 1 0 0 に送信する。

20

【 0 0 3 5 】

ステップ S 5 1 6 において、モバイルデバイス 1 0 0 は、スマートフォン 2 0 0 から受信した認証キー K 1 と認証サーバ 3 0 0 から送信された認証キー K 2 とから生体情報コードを復号する。この処理が終了した場合には、ステップ S 5 1 8 に処理を移す。

【 0 0 3 6 】

ステップ S 5 1 8 において、モバイルデバイス 1 0 0 は、ステップ S 5 1 6 で認証キー K 1 と認証キー K 2 とから生体情報コードが復号できた場合には、ステップ S 5 2 2 に処理を移し、登録プログラムを終了する。復号できなかった場合には、ステップ S 5 0 4 に処理を移す。このように、本処理は、各認証キーが復号可能か確認する確認ステップの一例である。また、このように、これらの一連の処理は、生体認証機能を有する第一のデバイスと、第二のデバイスを備える認証システムにおいて生体情報を登録する際の一例である。

30

【 0 0 3 7 】

図 6 は、認証キーが 2 つの場合の認証時の処理フローである。ステップ S 6 0 2 において、モバイルデバイス 1 0 0 は、認証プログラムを起動する。この処理が終了した場合には、モバイルデバイス 1 0 0 は、ステップ S 6 0 4 に処理を移す。

【 0 0 3 8 】

ステップ S 6 0 4 において、モバイルデバイス 1 0 0 は、モバイルデバイス 1 0 0 に接続された生体認証デバイス 1 2 0 を起動し、生体認証デバイス 1 2 0 を用いてユーザの生体情報（例えば、指紋や顔や虹彩）を読み取る。この処理が終了した場合には、モバイルデバイス 1 0 0 は、ステップ S 6 0 6 に処理を移す。このように、本処理は、第一のデバイスにおいて、ユーザから生体情報を入手する情報入手ステップの一例である。

40

【 0 0 3 9 】

ステップ S 6 0 6 において、モバイルデバイス 1 0 0 は、読み取った生体情報をコード化し、生体情報コードを作成する。このように、本処理は、情報入手ステップで入手したユーザの生体情報をコード化するコードステップの一例である。

【 0 0 4 0 】

50

ステップS 6 0 8において、スマートフォン2 0 0は、記憶された認証キーK 1をモバイルデバイス1 0 0に送信する。このように、本処理は、第一のデバイスに記録されている第一の認証キーを取得する第一認証キー取得ステップの一例である。

【0 0 4 1】

ステップS 6 1 0において、認証サーバ3 0 0は、記憶された認証キーK 2をモバイルデバイス1 0 0に送信する。このように、本処理は、第二のデバイスに記憶されている第二の認証キーを取得する第二認証キー取得ステップの一例である。

【0 0 4 2】

ステップS 6 1 2において、モバイルデバイス1 0 0は、スマートフォン2 0 0から受信した認証キーK 1と認証サーバ3 0 0から送信された認証キーK 2とから認証情報コードを復号する。この処理が終了した場合には、ステップS 6 1 4に処理を移す。このように、本処理は、取得した第一の認証キーと第二の認証キーから認証キーを復号処理し、認証情報を取得する認証情報取得ステップの一例である。

10

【0 0 4 3】

ステップS 6 1 4において、モバイルデバイス1 0 0は、複合した認証情報コードと生体情報コードを照合する処理を行う。この処理が終了した場合には、ステップS 6 1 6に処理を移す。このように、本処理は、コード化された生体情報と、認証情報とを照合するステップの一例である。

【0 0 4 4】

ステップS 6 1 6で認証情報コードと生体情報コードとの照合結果が正常だった場合には、ステップS 6 1 8に処理を移し、認証プログラムを終了する。正常ではない場合には、ステップS 6 0 4に処理を移す。このように、これらの一連の処理は、生体認証機能を有する第一のデバイスと、第二のデバイスを備える認証システムにおいて生体情報を認証する処理の一例である。

20

【0 0 4 5】

図7は、認証キーが3つの場合の登録時の処理フローである。ステップS 7 0 2において、モバイルデバイス1 0 0は、登録プログラムを起動する。この処理が終了した場合には、モバイルデバイス1 0 0は、ステップS 7 0 4に処理を移す。

【0 0 4 6】

ステップS 7 0 4において、モバイルデバイス1 0 0は、モバイルデバイス1 0 0に接続された生体認証デバイス1 2 0を起動し、生体認証デバイス1 2 0を用いてユーザの生体情報（例えば、指紋や顔や虹彩など）を読み取る。この処理が終了した場合には、モバイルデバイス1 0 0は、ステップS 7 0 6に処理を移す。このように、本処理は、第一のデバイスにおいて、ユーザから生体情報を入手する情報入手ステップの一例である。

30

【0 0 4 7】

ステップS 7 0 6において、モバイルデバイス1 0 0は、読み取った生体情報をコード化し、生体情報コードを作成する。この処理が終了した場合には、モバイルデバイス1 0 0は、ステップS 7 0 8に処理を移す。このように、本処理は、情報入手ステップで入手したユーザの生体情報をコード化するコードステップの一例である。

【0 0 4 8】

ステップS 7 0 8において、モバイルデバイス1 0 0は、ステップS 7 0 6で作成された生体情報コードを秘密分散処理し、認証キーK 1と認証キーK 2と認証キーK 3という3つの認証キーを作成する。この処理が終了した場合には、モバイルデバイス1 0 0は、ステップS 7 1 0に処理を移す。このように、本処理は、コードステップにおいて、コード化したコード化後生体情報を秘密分散処理し、認証キーを複数生成する秘密分散処理ステップの一例である。

40

【0 0 4 9】

ステップS 7 1 0において、モバイルデバイス1 0 0は、分散片（認証キー）を各デバイスに分散し、保管する処理を行う。具体的には、モバイルデバイス1 0 0は、スマートフォン2 0 0に認証キーK 1を送信し、モバイルデバイス1 0 0内で認証キーK 2を記憶

50

(ステップS713)し、認証サーバ300に認証キーK3を送信する。

【0050】

ステップS712において、スマートフォン200は、モバイルデバイス100から送信された認証キーK1を記憶する。さらに、スマートフォン200は、記憶された認証キーK1をモバイルデバイス100に送信する。

【0051】

ステップS714において、認証サーバ300は、モバイルデバイス100から送信された認証キーK3を記憶する。さらに、認証サーバ300は、記憶された認証キーK3をモバイルデバイス100に送信する。このように、これらの処理は、秘密分散処理した各認証キーを第一のデバイスと、第二のデバイスと、第三のデバイスにそれぞれ記憶する記憶ステップの一例である。

10

【0052】

ステップS716において、モバイルデバイス100は、スマートフォン200から受信した認証キーK1と、モバイルデバイス100に記憶された認証キーK2と、認証サーバ300から送信された認証キーK3とから生体情報コードを復号する。この処理が終了した場合には、ステップS718に処理を移す。

【0053】

ステップS718において、モバイルデバイス100は、ステップS716で認証キーK1と認証キーK2と認証キーK3とから生体情報コードが復号できた場合には、ステップS722に処理を移し、登録プログラムを終了する。復号できなかった場合には、ステップS704に処理を移す。このように、本処理は、各認証キーが復号可能か確認する確認ステップの一例である。また、このように、これらの一連の処理は、生体認証機能を有する第一のデバイスと、第二のデバイスと、第三のデバイスとを備える認証システムにおいて生体情報を登録する際の処理の一例である。

20

【0054】

図8は、認証キーが3つの場合の認証時の処理フローである。ステップS802において、モバイルデバイス100は、認証プログラムを起動する。この処理が終了した場合には、モバイルデバイス100は、ステップS804に処理を移す。

【0055】

ステップS804において、モバイルデバイス100は、モバイルデバイス100に接続された生体認証デバイス120を起動し、生体認証デバイス120を用いてユーザの生体情報(例えば、指紋や顔や虹彩)を読み取る。この処理が終了した場合には、モバイルデバイス100は、ステップS806に処理を移す。このように、本処理は、第一のデバイスにおいて、ユーザから生体情報を入手する情報入手ステップの一例である。

30

【0056】

ステップS806において、モバイルデバイス100は、読み取った生体情報をコード化し、生体情報コードを作成する。このように、本処理は、情報入手ステップで入手したユーザの生体情報をコード化するコードステップの一例である。

【0057】

ステップS808において、スマートフォン200は、記憶された認証キーK1をモバイルデバイス100に送信する。このように、本処理は、第一のデバイスに記録されている第一の認証キーを取得する第一認証キー取得ステップの一例である。

40

【0058】

ステップS811において、モバイルデバイス100は、記憶された認証キーK2を呼び出す。このように、本処理は、第二のデバイスに記憶されている第二の認証キーを取得する第二認証キー取得ステップの一例である。

【0059】

ステップS810において、認証サーバ300は、記憶された認証キーK3をモバイルデバイス100に送信する。このように、本処理は、第三のデバイスに記憶されている第三の認証キーを取得する第三認証キー取得ステップの一例である。

50

【 0 0 6 0 】

ステップ S 8 1 2 において、モバイルデバイス 1 0 0 は、スマートフォン 2 0 0 から受信した認証キー K 1 と、モバイルデバイス 1 0 0 に記憶されていた認証キー K 2 と、認証サーバ 3 0 0 から送信された認証キー K 3 とから認証情報コードを復号する。この処理が終了した場合には、ステップ S 8 1 4 に処理を移す。このように、本処理は、取得した第一の認証キーと第二の認証キーと第三の認証キーから認証キーを復号処理し、認証情報を取得する認証情報取得ステップの一例である。

【 0 0 6 1 】

ステップ S 8 1 4 において、モバイルデバイス 1 0 0 は、複合した認証情報コードと生体情報コードを照合する処理を行う。この処理が終了した場合には、ステップ S 8 1 6 に処理を移す。このように、本処理は、コード化された生体情報と、認証情報とを照合するステップの一例である。

10

【 0 0 6 2 】

ステップ S 8 1 6 で認証情報コードと生体情報コードとの照合結果が正常だった場合には、ステップ S 8 1 8 に処理を移し、認証プログラムを終了する。正常ではない場合には、ステップ S 8 0 4 に処理を移すこのように、これらの一連の流れは、生体認証機能を有する第一のデバイスと、第二のデバイスと第三のデバイスを備える認証システムにおいて生体情報を認証する処理の一例である。

【 0 0 6 3 】

図 9 は、スマートフォンを利用した認証システムの一例である。スマートフォン 2 0 0 は、分散片 1 (認証キー K 1 、秘密鍵) を記憶している。モバイルデバイス 1 0 0 は、分散片 2 (認証キー K 2 、公開鍵) を記憶している。認証サービスサーバ 3 0 0 は、分散片 3 (認証キー K 3) を記憶している。

20

【 0 0 6 4 】

認証時、スマートフォン 2 0 0 がモバイルデバイス 1 0 0 に認証キー K 1 を送信する。次に、モバイルデバイス 1 0 0 は、分散片 2 をサービス事業者のサーバ 4 0 0 に送信する。サービス事業者のサーバ 4 0 0 は、認証サービスサーバ 3 0 0 に分散片 3 を要求する。

【 0 0 6 5 】

認証サービスサーバ 3 0 0 は、モバイルデバイス 1 0 0 に対して、サービス事業者のサーバ 4 0 0 からの分散片 3 の要求に応じて良いかという確認の問い合わせを送る。ユーザがこの問い合わせに対して承認する場合、認証サービスサーバ 3 0 0 に対して要求の承認を送信する。

30

【 0 0 6 6 】

ユーザの承認に応じて、認証サーバ 3 0 0 は、分散片 3 をサービス事業者のサーバ 4 0 0 に送信する。サービス事業者のサーバ 4 0 0 は、分散片 2 と分散片 3 とを復号化して、本人認証を実施する。

【 0 0 6 7 】

図 1 0 は、スマートフォンを利用した Web サービスへの応用の一例である。前提条件として、本人情報は、モバイルデバイス 1 0 0 上で、登録時に秘密分散化して、認証キー K 1 と、認証キー K 2 に分散化されている (図 5 参照) 。また、認証キー K 1 はスマートフォン 2 0 0 に認証キー K 2 はサーバに送信され、データベースサーバに保存されている。

40

【 0 0 6 8 】

認証キー K 1 をスマートフォン 2 0 0 からモバイルデバイス 1 0 0 に送信する。認証キー K 1 をサーバから送られてきた真性乱数と排他的論理和を行い、統合認証キーを生成する。

(認証キー K 1 XOR 真正乱数 => 統合認証キー)

【 0 0 6 9 】

モバイルデバイス 1 0 0 は、統合認証キーを Web サーバに送信する。Web サーバは、統合認証キーと真性乱数とを排他的論理和を行って、認証キー K 1 を復元する。

50

(認証キー-K1 XOR 真正乱数) XOR 真正乱数 => 認証キー-K1
【0070】

Webサーバは、データベースサーバに認証キー-K2を要求する。データベースサーバは、Webサーバに認証キー-K2を送信する。Webサーバは、認証キー-K1と認証キー-K2を復元し、本人認証要求をAD/LDAPサーバに要求する。AD/LDAPサーバは、本人認証確認結果をWebサーバに送信する。Webサーバは、本人認証確認の結果が正しい場合には、初期画面をモバイルデバイス100に送信する。

【0071】

現在、全てのPCに生体認証デバイスもしくは機能があるわけではない。このため、本発明利用して、身近な携帯電話を生体機能デバイスとして利用できることで、ID/パスワードが不要の仕組みが確立できる。本発明にかかるシステムでは、秘密分散技術によって、PCと携帯電話に生体情報を含め認証情報を分散することで、個体認証を行い、パスワードだけでなく、IDも不要にすることが可能になる。

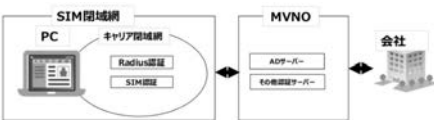
10

【符号の説明】

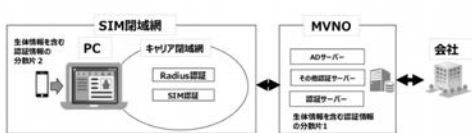
【0072】

- 100 モバイルデバイス
- 200 スマートフォン
- 300 認証サービスサーバ
- 400 サービス事業者のサーバ

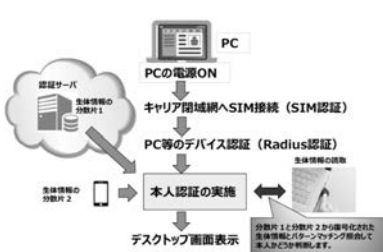
【図1】



【図2】



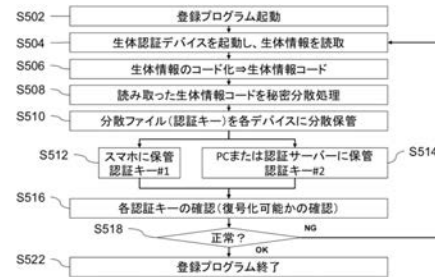
【図3】



【図4】



【図5】



【 図 6 】



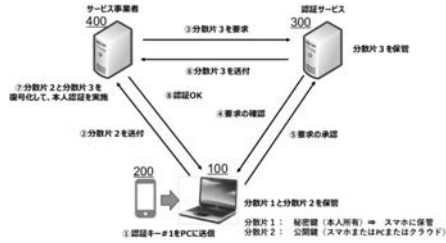
【 図 8 】



【 図 7 】



【 図 9 】



【 図 10 】

